輪島市ケーブルテレビ加入契約約款

(約款の適用)

- 第1条 輪島市(以下「甲」という。)と、甲が輪島市ケーブルテレビ条例 (以下「条例」という。)及び輪島市ケーブルテレビ条例施行規則(以下 「規則」という。)に基づき設置する放送施設によりサービスの提供を 受ける者(以下「乙」という。)との間に結ばれる契約(以下「加入契約」 という。)は、次の条項によるものとします。
- -条例及び規則と本約款に相違がある場合及び本約款に定めがない場 合は、条例及び規則の定めによるところとします。 (約款の変更)
- 第2条 甲は、条例、規則及びその他の法令の変更を受けて、この約款を変更することがあります。その場合には、料金その他のサービスの提供条件は、変更後の約款によります。 (提供するサービス)
- 第3条 甲は、サービス提供区域に必要な放送施設を設置するとともに その維持及び運営にあたるものとし、乙に次のサービスを提供します。
 - テレビ放送及びFMラジオ放送の再放送 (1)
 - (2) 官公署、公共的団体等の広報事項の提供
 - 自主放送 (3)
 - 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるサービス (4)
 - (サービス提供区域)
- 第4条 サービス提供区域は、輪島市内とします。 (加入申込み)
- 第5条 乙は、第3条各号に掲げるサービスの提供を受けようとする時は、 1端子ごとに加入申込書を甲に提出し、その承認を受けるものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、1端子を複数で共有するアパート、マンシ ョン又はこれらに類する住宅等における加入の申込みは、入居者単位 で行うものとします。
- 乙は、引込工事及び宅内工事の施工に関し土地又は建物の所有者その 他利害関係人があるときは、あらかじめ当該利害関係人の承諾を得て おくものとし、このことに関してすべての責任を負うものとします。 (初期契約解除)
- 第6条 契約者は、甲からの加入承認通知書を受領した日から起算して8 日を経過するまでの間、書面により加入契約の解除を行うことができ
- 前項の規定による加入契約の解除は、契約解除を行う旨の書面を甲に 対し発したときにその効力を生じます。
- 加入契約後、引込工事を着工し、又は完了した場合、引込工事に要し た費用、引込設備の撤去に要する費用及び契約者が所有又は占有する 敷地、家屋、構築物等の復旧に要する費用は、契約者が負担するものと します。

(加入申込みの承認) 第7条 甲は、第5条の加入申込みがあった場合で、申込みの内容が適当 と認められるときは、これを承認するものとします。

(料金の適用及び支払い関係)

- 第8条 甲が提供するサービスの料金は、使用料及び工事負担金とし、料 金表に定めるところによります。
- 料金の支払い方法は、乙が指定する預金口座からの振替を原則としま
- 甲は、原則として乙に対して請求書及び領収書の発行は行わないもの とします。
- 残高不足などにより、振替日に料金の支払いができなかった場合は、 乙は甲が発行する請求書により金融機関等の窓口で当該料金を支払う ものとします。

(使用料の支払義務)

- 第9条 乙は、第7条の加入の承認に基づいて乙がサービスの提供を受け た日の属する月の翌月から、第15条に規定する利用の休止若しくは第 18条第1項に規定する脱退又は第19条第1項に規定するサービスの提供 の停止及び加入の承認の取消しがあった日の属する月まで、料金表に 定めるケーブルテレビの使用料の支払いを要します。 (サービスの提供の中断)
- 第10条 甲は、放送施設の点検、検査その他必要な措置又は事故等により、第3条各号に定めるサービスの提供を中断する場合があります。こ の場合において、前条の規定により、乙が支払う使用料の減額は行わな いものとします。

(設置及び費用の負担)

- 第11条 放送施設のうち、放送センターからクロージャー(伝送路及び引 込設備の光化が完了していない住宅等(以下「光化未整備住宅等」とい う。)においては「タップオフ」と読み替える。以下同じ。)までの設備 に要する費用は甲が負担し、引込工事に要する費用のうち、料金表に定 める額は、乙が負担するものとします。自営柱の建柱、地下埋設、鉄筋 コンクリートの穴あけ等、加入者敷地内及び宅内において特別な工事 を必要とする場合は、乙がその費用を負担するものとします
- ONU(光化未整備住宅等においては「保安器」と読み替える。以下同 じ。)からテレビまでの宅内工事は、乙の負担とします。 (施設の管理関係)
- 第12条 放送施設のうち、放送センターからONU出力端子までの施設 は甲の管理とし、第11条に規定する自営柱及び地下埋設設備並びにO NU出力端子以降の施設は乙の管理とします。
- (故障、保守等に伴う責任負担) 第13条 甲は、放送施設に異常がある場合は、速やかにこれを調査し、必 要な措置を講ずるものとします。ただし、受信障害が乙の所有する宅内 設備に起因する場合は、この限りではありません。
- 2 乙は、受信障害をきたしている原因が乙の所有する宅内設備による場 合は、その宅内設備の改修に要する費用を負担するものとします。

- 乙は、故意又は過失により、放送施設に故障を生じさせた場合は、放 送施設の改修に要する費用を負担するものとします。 (引込設備の移設又は変更)
- 第14条 乙は、引込設備を移設又は変更しようとする場合は、甲にその旨 を届け出るものとします
- 乙は、前項の移設又は変更に要する費用のうち、料金表に定める額を 負担するものとします。 (利用の休止及び再開)
- 第15条 乙は、サービスの提供を休止、又はその再開をする場合は、甲に その旨を文書で届け出るものとします。 (加入権の譲渡禁止)
- 第16条 乙が第7条の承認に基づいて第3条各号に掲げるサービスの提供 を受ける権利は、第三者に譲渡することはできません。ただし、甲が特 別に認めた場合は、権利の譲渡をすることができるものとします。 (名義変更)
- 第17条 乙は、引込工事及び宅内工事が完了している住宅等であって、次 の場合は、甲の承認を得てその名義を変更することができます。
 - 血縁者が相続したとき。 (1)
 - 乙の権利義務を承継したとき
- 前項の規定により名義を変更しようとするときは、乙の相続人又は承 継人は、甲に対して速やかにその旨を文書で届け出るものとします。 (脱退)
- 第18条 乙は、脱退しようとする場合は、速やかに文書で甲にその旨を届 け出るものとします
- 乙は、引込設備の撤去に要する費用のうち、料金表に定める額を負担 するものとします。乙が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧 に要する費用は、乙が負担するものとします。

(サービスの提供の停止及び加入承認の取消し)

- 第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、 サービスの提供を停止し、又は加入の承認を取消すことができるもの とします。
 - (1) 乙が、条例又は規則及びこの約款に違反したとき。
 - 乙が、放送施設等を故意に破損したとき。 乙が、使用料等を納付しないとき。

 - 前各号に掲げる場合のほか、乙が放送業務運営上著しい支障を及
- ぼす行為をしたとき、又は及ぼす可能性があるとき。 前項の規定により、サービスの提供を停止し、又は加入の承認を取り 消した場合において、乙に損害が生じたときであっても、甲はその賠償 の責任を負わないものとします。
- 甲は、第1項の規定により、サービスの提供を停止し、又は加入の承認 を取り消したときは、引込設備を撤去するものとします。
- 前項の引込設備の撤去に要する費用及び乙が所有又は占有する敷地、 家屋、構築物等の復旧に要する費用は、乙が負担するものとします。 (免責事項)
- 第20条 落雷等により、乙の宅内設備等が破損した場合は、甲の責任は及 ばないものとし、修繕に要する費用は乙が負担するものとします。 前項に規定するもののほか、甲の責めに帰すことができない天災地変
- により、サービス提供を停止せざるを得なくなった場合は、甲は、その 損害についての賠償の責めは負いません。 (サービスの提供の禁止)
- 第21条 乙がインターネットその他の媒体によりサービスを第三者に提 供することは、有償、無償にかかわらず禁止します。

- この契約約款は、平成19年10月1日から適用します。 附則
- この契約約款は、平成21年4月1日から改定施行します。 附則
- この契約約款は、平成22年1月1日から改定施行します。 附則
- この契約約款は、平成23年4月1日から改定施行します。 附則
- この契約約款は、平成23年8月1日から改定施行します。 附則
- この契約約款は、平成24年4月1日から改定施行します。 附則
- この契約約款は、平成26年4月1日から改定施行します。 附則 この契約約款は、平成28年4月1日から改定施行します。
- 附則 この契約約款は、令和元年10月1日から改定施行します。
- 附則 この契約約款は、令和5年4月1日から改定施行します。
- この契約約款は、令和7年4月1日から改定施行します。

(料金表)	
区 分	金額
ケーブルテレビ使用料(月額)	1,650円 日本放送協会の受信料は含まない。
引込工事負担金	- 22.000円を超えない額
移設工事負担金	22,000円を超えない領
撤去工事負担金	11,000円を超えない額